

令和5年9月11日

輸送の安全確保に関する命令文書の発出について

一般旅客定期航路事業者に対し、海上運送法第25条に基づく立入検査を実施したところ、「安全管理規程」違反が確認されました。

そのため、下記のとおり輸送の安全確保に関する命令文書の発出を行いましたので、お知らせいたします。

記

1. 対象事業者

事業者の氏名又は名称：瀬戸内町

住 所：鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋船津23番地

代表者の氏名：瀬戸内町長 鎌田 愛人

2. 行政処分実施日

令和5年9月11日（月）

3. 行政処分の概要

再発防止のための安全教育の実施、船内作業員の適切な配置等を内容とする改善措置について、令和5年10月10日（火）までに文書により報告すること（詳細は別紙参照）。

<問い合わせ先>

九州運輸局 海上安全環境部

運航労務監理官 担当：古川（ふるかわ）、山崎（やまさき）

電話 092-472-3181



九州運輸局

運輸と観光で九州の元気を創ります

事案発生日	令和4年12月3日
事業者名	瀬戸内町
船名	フェリーかけろま
発出日	令和5年9月11日
法令違反等の概要	<p>令和4年12月3日、瀬戸内町が経営する一般旅客定期航路事業において運航する「フェリーかけろま」が古仁屋港接岸後、下船中の旅客が転倒し、負傷する事故を発生させた。</p> <p>この事故を受けて、当局が同月21日から海上運送法第25条に基づく検査を実施したところ、乗下船する旅客の誘導を行う船内作業員が配置されておらず、船内での旅客の誘導が行われていなかったこと、また、運航管理者による安全管理規程の遵守が一部不十分であった等が確認された。</p>
命令の内容	<p>令和5年10月10日までに以下の改善措置を文書により報告すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 安全統括管理者は、安全管理規程第16条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を職員及び乗組員に徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。 2. 運航管理者は、安全管理規程第17条に基づき、船舶の運航管理その他の輸送の安全の確保に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施の確保を図ること。 3. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第16条及び第17条に基づく自らの責務を再認識するとともに、事案の再発防止のため、同規程第49条に基づき、乗組員に対し、関係法令及び安全管理規程等について、理解しやすい具体的な安全教育を速やかに実施し、その周知徹底を図るとともに、運航管理者は、同規程第52条に基づき、その概要を記録簿に記録すること。 4. 船長は、安全管理規程第31条及び作業基準第2条に基づき、船内作業員を適切に配置すること。 5. 船長は、安全管理規程第33条、作業基準第4条及び第19条に基づき、船内作業指揮者の指揮の下、船内作業員に適切な旅客の下船に係る作業を実施させること。